

平成19年3月19日（月曜日）

議事日程第4号

平成18年3月19日（月曜日）午前10時開議

- 第1 議案第9号 大仙市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第2 議案第11号 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について (総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第3 議案第12号 大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第4 議案第13号 大仙市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定
について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第5 議案第26号 大仙市収入役の事務を助役に兼掌させる条例を廃止する
条例の制定について (総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第6 議案第30号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例の制定について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第7 議案第40号 大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第8 議案第41号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の
数の増加及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第9 議案第8号 大仙市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第10 議案第10号 大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する
条例の制定について (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 1 1 議案第 1 5 号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 2 議案第 2 7 号 大仙市角間川温泉条例を廃止する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 議案第 3 1 号 太田地域施設利用者区分等の整備に関する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 議案第 3 5 号 大仙市功労者の待遇に関する条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 議案第 3 6 号 大仙市大曲交流センター条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 6 議案第 3 7 号 大仙市農業後継者育成修学資金貸与条例の制定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 7 議案第 4 3 号 負担付き贈与の受諾について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 8 議案第 4 4 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 9 議案第 4 5 号 大曲仙北広域市町村圏組合規約の一部変更について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 0 議案第 4 7 号 大仙市営土地改良事業の計画の変更について
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 1 議案第 1 4 号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 2 議案第 1 7 号 大仙市長寿祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 議案第 2 2 号 大仙市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 4 議案第 2 3 号 大仙市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 2 5 議案第 2 4 号 大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 6 議案第 2 5 号 大仙市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 7 議案第 2 8 号 大仙市営南外スキー場設置条例を廃止する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 8 議案第 2 9 号 太田町史編さんに関する条例を廃止する条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 9 議案第 3 2 号 大仙市居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する等の条例
の制定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 0 議案第 3 4 号 大仙市学校給食センター建設基金条例の一部を改正する等の条
例の制定について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 1 議案第 3 8 号 大仙市福祉関係計画審議委員会条例の制定について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 2 議案第 4 6 号 大仙美郷環境事業組合規約の一部変更について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 3 議案第 5 3 号 平成 1 8 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会
計への繰入額の変更について
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 4 議案第 6 0 号 平成 1 9 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会
計への繰入れについて
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 5 議案第 6 1 号 平成 1 9 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会
計への繰入れについて
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 6 議案第 6 2 号 平成 1 9 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入れ
について (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 3 7 議案第 6 3 号 平成 1 9 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 38 議案第 16 号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 39 議案第 18 号 大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 40 議案第 19 号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 41 議案第 20 号 大仙市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 42 議案第 21 号 大仙市戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 43 議案第 33 号 大仙市簡易水道事業の設置に関する条例及び大仙市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 44 議案第 39 号 大仙市神岡地域公共下水道事業受益者負担に関する条例の制定について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 45 議案第 42 号 財産の処分について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 46 議案第 48 号 市道の路線の認定、廃止及び変更について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 47 議案第 49 号 大仙市土地開発公社定款の一部変更について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 48 議案第 50 号 平成 18 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 49 議案第 51 号 平成 18 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 50 議案第 52 号 平成 18 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 51 議案第 54 号 平成 19 年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入れについて
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 5 2 議案第 5 5 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 3 議案第 5 6 号 平成 1 9 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 4 議案第 5 7 号 平成 1 9 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入れについて (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 5 議案第 5 8 号 平成 1 9 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入れについて (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 6 議案第 5 9 号 平成 1 9 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 7 議案第 6 4 号 平成 1 8 年度大仙市一般会計補正予算 (第 6 号)
(所管委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 8 議案第 7 9 号 平成 1 8 年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算 (第 4 号)
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 5 9 議案第 6 5 号 平成 1 8 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 0 議案第 6 6 号 平成 1 8 年度大仙市老人保健特別会計補正予算 (第 3 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 1 議案第 6 8 号 平成 1 8 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算 (第 4 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 2 議案第 6 9 号 平成 1 8 年度大仙市奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 3 議案第 7 6 号 平成 1 8 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 4 議案第 7 7 号 平成 1 8 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計補正予算 (第 3 号)
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 6 5 議案第 7 8 号 平成 1 8 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算 (第 3 号) (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 6 6 議案第 6 7 号 平成 1 8 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 6 7 議案第 7 0 号 平成 1 8 年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算（第 4 号）（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 6 8 議案第 7 1 号 平成 1 8 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 6 9 議案第 7 2 号 平成 1 8 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 7 0 議案第 7 3 号 平成 1 8 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 7 1 議案第 7 4 号 平成 1 8 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 2 号）（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 7 2 議案第 7 5 号 平成 1 8 年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 7 3 議案第 8 0 号 平成 1 8 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 2 号）（建設水道委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 7 4 議案第 8 1 号 平成 1 9 年度大仙市一般会計予算（所管委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 7 5 議案第 8 4 号 平成 1 9 年度大仙市土地取得特別会計予算（総務委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 7 6 議案第 9 8 号 平成 1 9 年度大仙市内小友財産区特別会計予算（総務委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 7 7 議案第 9 9 号 平成 1 9 年度大仙市大川西根財産区特別会計予算（総務委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 7 8 議案第 1 0 0 号 平成 1 9 年度大仙市大沢郷財産区特別会計予算（総務委員長報告・質疑・討論・表決）
- 第 7 9 議案第 1 0 1 号 平成 1 9 年度大仙市荒川財産区特別会計予算（総務委員長報告・質疑・討論・表決）

- 第 8 0 議案第 1 0 2 号 平成 1 9 年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 1 議案第 1 0 3 号 平成 1 9 年度大仙市船岡財産区特別会計予算
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 2 議案第 1 0 4 号 平成 1 9 年度大仙市淀川財産区特別会計予算
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 3 議案第 8 2 号 平成 1 9 年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 4 議案第 8 3 号 平成 1 9 年度大仙市老人保健特別会計予算
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 5 議案第 8 6 号 平成 1 9 年度大仙市学校給食事業特別会計予算
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 6 議案第 8 7 号 平成 1 9 年度大仙市奨学資金特別会計予算
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 7 議案第 9 4 号 平成 1 9 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別
会計予算 (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 8 議案第 9 5 号 平成 1 9 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別
会計予算 (教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 8 9 議案第 9 6 号 平成 1 9 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 0 議案第 9 7 号 平成 1 9 年度大仙市スキー場事業特別会計予算
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 1 議案第 1 0 5 号 平成 1 9 年度市立大曲病院事業会計予算
(教育民生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 2 議案第 8 5 号 平成 1 9 年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 3 議案第 8 8 号 平成 1 9 年度大仙市宅地造成事業特別会計予算
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 9 4 議案第 8 9 号 平成 1 9 年度大仙市簡易水道事業特別会計予算
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第 95 議案第 90号 平成19年度大仙市公共下水道事業特別会計予算
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 96 議案第 91号 平成19年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計
予算 (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 97 議案第 92号 平成19年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予
算 (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 98 議案第 93号 平成19年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 99 議案第106号 平成19年度大仙市上水道事業会計予算
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第100 請願第 9号 日本農業に甚大な打撃を与える日豪FTA交渉の中止とF
TA、EPA促進路線の転換を求めることについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第101 請願第 10号 日豪EPA交渉に関することについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第102 請願第 11号 携帯電話等サービスエリア外地域解消に関することにつ
いて (企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第103 陳情第 43号 安心・安全な公務・公共サービス拡充を求めることにつ
いて (総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第104 陳情第 44号 公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安
心・安全」の確立を求めることについて
(総務委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第105 陳情第 40号 米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直
しを求めることについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第106 陳情第 45号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求め
ることについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第107 陳情第 46号 労働法制の改善を求めることについて
(企画産業委員長報告・質疑・討論・表決)

- 第108 陳情第 29号 戸地谷南部地区の都市計画の策定と緑地帯造成について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第109 陳情第 37号 大沢郷地区簡易水道施設整備事業の分離・分割・地元発注
のお願いについて
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第110 陳情第 42号 本堂城回集落内幹線道路拡幅について
(建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第111 陳情第 47号 大沢郷地区簡易水道施設整備事業の地元業者への発注につ
いて (建設水道委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第112 意見書案第29号 日豪EPA交渉に関する意見書の提出について
(質疑・討論・表決)
- 第113 意見書案第30号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求め
る意見書の提出について (質疑・討論・表決)
- 第114 意見書案第31号 労働法制の改善を求める意見書の提出について
(質疑・討論・表決)
- 第115 議案第107号 大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第116 議案第108号 大仙市長及び助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改
正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第117 議案第109号 大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第118 議案第110号 大仙市監査委員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第119 議案第111号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第120 議案第112号 財産の処分について

(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)

第121 閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務調査について

第122 議案第113号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて (説明・質疑・討論・表決)

第123 議案第114号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて (説明・質疑・討論・表決)

第124 大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会の調査報告について

第125 大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会の調査報告について

第126 秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

出席議員 (28人)

1番 橋本五郎	2番 佐藤文子	3番 小山誠治
4番 佐藤隆盛	5番 藤井春雄	6番 杉沢千恵子
7番 佐藤孝次	8番 金谷道男	9番
10番 千葉健	12番 佐藤芳雄	13番 高橋敏英
14番 竹原弘治	15番 橋村誠	16番 武田隆
17番 斉藤博幸	18番 菊地幸悦	19番 大坂義徳
20番 大山利吉	21番 門脇一男	22番 本間輝男
23番 児玉裕一	24番 高橋幸晴	25番 佐々木洋一
26番 大野忠夫	27番 佐々木昌志	28番 北村稔
29番 鎌田正	30番 藤田君雄	

欠席議員 (1人)

11番 渡邊秀俊

説明のため出席した者

市長	栗林次美	助役	久米正雄
教育長	三浦憲一	代表監査委員	田牧貞夫
総務部長	老松博行	企画部長	佐々木正広

市民生活部長	高橋源一	健康福祉部長	深谷久和
農林商工部長	金正行	建設部長	柴田勝三
病院事務長	高橋大樹	水道局長	田口良邦
教育次長	相馬義雄	教育次長	佐藤康裕
総務課長	元吉峯夫		

議会事務局職員出席者

局長	田口誠一	副参事	高橋薫
副主任	伊藤雅裕	副主任	加藤博勝
主任	菅原直久		

午前10時00分

○議長（橋本五郎君） おはようございます。

開議の前に、市長より発言の申し出がありますので、これを許します。はい、市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 おはようございます。

本会議の前の時間をお借りいたしまして、去る3月15日午後9時20分頃に発生しました丸の内児童館の火災事故及び柵の湯の日帰り入湯の再開について、ご報告させていただきます。

はじめに丸の内児童館の火災事故についてであります。当該児童館は昭和51年に県単児童館設置費補助金により大曲丸の内町に建設したもので、木造平屋建て、建築面積66.42平方メートルで、管理につきましては大仙市社会福祉協議会が指定管理者となっております。

被害の状況につきましては、児童館が全焼し、隣接する住宅1棟の一部を延焼いたしました。幸い怪我をされた方はございませんでした。

当該児童館は、3月9日以降使用されておりましたが、現在、警察、消防が火災原因を究明中であります。

このたびの火災により延焼された方には大変ご迷惑をおかけいたしました。また、近隣の皆様にもご心配、ご迷惑をおかけしましたことについて、この場をお借りし、心からお詫びを申し上げます。

大仙市内には52の児童館がありますが、児童館に限らず市の施設において今後こう

したことのないよう、その管理に万全を期してまいりたいと存じます。

次に、柵の湯につきましては、揚湯ポンプの故障により日帰り入浴を休止しておりましたが、揚湯ポンプのオーバーホール及び温泉井戸洗浄工事が終了し、揚湯試験を行った結果、泉温、湧出量ともに揚湯ポンプの故障前の泉温、湧出量を確保できたことから、保健所等関係機関と協議の上、3月21日に再開することといたしました。

以上、報告を申し上げます。

午前10時03分 開 議

○議長（橋本五郎君） これより本日の会議を開きます。

欠席の届け出は、11番渡邊秀俊君。

○議長（橋本五郎君） 本日の議事は、議事日程第5号をもって進めます。

○議長（橋本五郎君） 日程第1、議案第9号から日程第8、議案第41号までの8件を一括して議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長30番藤田君雄君。はい、30番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 おはようございます。

本会議第3日目に当委員会に審査付託となりました事件について、去る3月12日・13日に関係職員の出席を求め委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告を申し上げます。

はじめに、議案第9号「大仙市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第11号「大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第12号「大仙市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の3件につきましては、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第13号「大仙市土地開発基金条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案内容説明に対し、この条例の基金運用は適正に処理されているのか。大曲南庁舎の土地・建物の買い取りについて。また、この基金からの支出につい

てはやり方はどうしてか。また、議会への説明が不十分ではないか、との質疑がありました。当局より、基金の運用については公共用地の先行取得のための基金ではあるが、土地代金と定着物件である建物を含めて支出することができること。土地の買い戻しについては一般会計で処理すべきではあるが、財政的状況から現時点では難しい状況となっているものである。また、基金のあり方について検討させていただきます。南庁舎の買い取りについては、年度末までに改めて議会側の理解を求めたいと答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

次に、議案第26号「大仙市収入役の事務を助役に兼掌させる条例を廃止する条例の制定について」、議案第30号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」及び議案第40号「大仙市と仙北郡美郷町との境界変更について」の3件につきましては、当局からの議案内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第41号「秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について」は、当局からの議案内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は同意すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第9号、議案第11号から議案第13号、議案第26号、議案第30号及び議案第40号の7件を一括して採決いたします。本7件に対する委員長報告は原案可決であります。本7件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本7件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第41号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。本件は、同意することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第38号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第9、議案第8号から日程第20、議案第47号までの12件を一括して議題といたします。

本12件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長29番鎌田正君。はい、29番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議第3日目に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る3月12日から14日まで3日間にわたり委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告いたします。

議案第8号「大仙市地域自治区の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第10号「大仙市移動通信用鉄塔設置条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第15号「大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」は、当局からの議案説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、本3案は出席委員の一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「角間川温泉条例を廃止する条例の制定について」、当局からの議案説明に対し、委員より、角間川温泉を廃止した後はどうなるのか。また、地域にとっては公共性のあるものとの受け止め方もしており、住民も興味のあることなので、

市でも見届けるべきではないか、との質疑に対し、当局より、譲渡先は老人介護施設、また、介護人の疲労を癒す施設を目指したいと聞いている。また、公共的・健全的に利用されることについては、契約書に記載しながら見届けていきたい、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本案は出席委員の一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第35号「大仙市功労者の待遇に関する条例の制定について」、当局からの議案説明に対し、委員からは、旧大曲市では功績者表彰というものがあったが、新たに功労者表彰が設けられるが、これらの違いは何か、との質疑に対し、当局より、市では今回初めて大仙市功労者表彰を条例制定するもので、3月1日には規則では大仙市功績者表彰並びに有坂さんが受賞した大仙市民賞を制定している。序列は、功労者表彰、その下に功績者表彰及び市民賞としている、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号「太田地域施設利用者区分等の整備に関する条例の制定について」、議案第36号「大仙市大曲交流センター条例の制定について」、議案第37号「大仙市農業後継者育成修学資金貸与条例の制定について」の3案は、当局からの議案説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、本3案は出席委員の一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号「負担付き贈与の受諾について」、当局からの議案説明に対し、委員より、市に贈与されても10年間は使用基準に従い、維持管理費も市の負担となるが、その辺の考えについて。また、建物の価値はどのくらいなのか、との質疑に対し、当局より、今まで維持管理は広域市町村圏組合が負担していた。今後は市の施設なので市の負担となる。また、今回の譲渡にあたっては大規模な修繕をお願いした上で譲渡されることになる。建物の評価は2億4,000万円くらいである、との答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、本案は出席委員の一致をもって同意すべきものと決しました。

次に、議案第44号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」、議案第45号「大曲仙北広域市町村圏組合同規約の一部変更について」及び議案第47号「大

仙市営土地改良事業の計画の変更について」は、当局の議案説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、本3案は出席委員の一致をもって原案のとおり可決、同意すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第8号、議案第10号、議案第15号、議案第27号、議案第31号、議案第35号から議案第37号、議案第44号及び議案第47号の10件を一括して採決いたします。本10件に対する委員長報告は原案可決であります。本10件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本10件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第43号及び議案第45号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は同意であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本2件は同意することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第21、議案第14号から日程第37、議案第63号までの17件を一括して議題といたします。

本17件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。
はい、21番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 ご報告いたします。

今期定例会、本会議第3日に当常任委員会に審査付託となりました事件につき、去る

12日から14日までの3日間にわたり委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第14号「大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの改正内容の説明に対し、質疑において、権限移譲に伴う職員の事務量はどれぐらいになるか。また、移譲になった部分の手数料の総額は年間どのぐらいの規模になるか、との質問があり、当局からは、理美容所を例にとれば、消毒の関係や室内の明るさなどの審査や検査があるが、1ないし2時間程度のものではないかと考えている。また、手数料については環境課関係では公衆浴場2件、クリーニング店1件など、理美容所を含めて年間23万6,000円ほどの手数料収入を見込んでいる、との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第17号「大仙市長寿祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの改正内容の説明に対し、質疑において、改正による財政効果はどれぐらいになるか、との質問があり、当局からは、高齢者の増加や他市町における同種祝い金の給付状況などを勘案し、支給対象者及び金額を見直した本条例の改正により、約2,500万円の経費が軽減されると見込んでいる。今後はこの分を特に介護予防事業等の財源に充て充実させていきたい、との答弁がありました。

その他2、3の質疑の後、討論において、高齢者の実情を考えれば一気にこれほどの見直しを行う必要はないと思われる。給付金額2万円に引き下げたこともサービスの低下といえるものであり、本議案には賛成できない、との反対討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第22号「大仙市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第23号「大仙市学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第24号「大仙市公民館条例の一部を改正する条例の制定について」の3議案につきましては、当局からの改正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本3案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第25号「大仙市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定につい

て」につきましては、当局からの改正内容の説明に対し、これまで各地域にあった図書館協議会の一元化にあたり、協議会間の話し合いはあったのか、との質問に対し、当局からは、それぞれの地域の協議会委員に各分室を通じて話をされていて快諾していただいている、との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第28号「大仙市宮南外スキー場設置条例を廃止する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、スキー場を廃止することについて地元スキークラブ等との協議の場はあったのか、との質問があり、当局からは、南外総合支所及び南外分室がスキー連盟や体育協会南外支部との協議を行い、了承を得ている、との答弁がありました。

また、老朽化が進んでいる小規模スキー場の今後の対応についての質問には、今後はリフトが設置されている大曲ファミリースキー場、協和スキー場、大台スキー場をメインに集客を図っていきたいと考えている。また、ロープトウのあるスキー場については、老朽化が進み、それに伴い経費もかさんでいるため地元のスキー連盟や体育協会の各支部とも協議しながら今後の方向性について検討していきたいと考えている、との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第29号「太田町史編さんに関する条例を廃止する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、完成した町史は、どの程度の範囲に配付する予定なのか、との質問があり、当局からは、太田地域の全戸に配付のほか各総合支所、各図書館等の関係機関に配付する予定である、との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第32号「大仙市居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する等の条例の制定について」につきましては、当局からの改正内容の説明に対し、質疑において、包括支援センターに機能を集約することで、これまで各地域で行ってきた支援事業や予防事業等の内容に変更は生じないものか。また、各地域にある在宅介護支援センターがまとまることで各種相談活動の機能低下にならないのか、との質問があり、当局からは、

在宅介護支援センターは廃止するが、代替機能として各総合支所の市民課に担当職員を配置し、相談や調査活動を行い、市民の不便にならないような対策を講ずることとしている。また、予防プラン等の事業に関しては、できるだけケアマネージャーの資格を持つ者を総合支所の市民課に配置し、包括支援センターを中心に全市的に実施していきたいと考えている、との答弁がありました。

その他 2、3 の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 34 号「大仙市学校給食センター建設基金条例の一部を改正する等の条例の制定について」につきましては、当局からの改正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 38 号「大仙市福祉関係計画審議委員会条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、これまでであった各種審議会等が 1 つにまとまることで委員の仕事量が多くなり、専門的に突っ込んだ審議ができなくなるのではないかと、との質問があり、当局からは、これまで策定された障害者計画や健康大仙 21 計画の策定に関しては、かなり似通った方々に委員構成となっていたこともあり、今後、各種計画を策定するにあたって窓口的なものを一本化して合理性を求めるという形にしていきたいと考えたものである。そうすると審議内容の精通の度合いがかなり深くなるということで、より様々な形でのご意見、ご指導等をいただけるのではないかと期待している、との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 46 号「大仙美郷環境事業組合格約の一部変更について」につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり同意すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 53 号「平成 18 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計への繰入額の変更について」、議案第 60 号「平成 19 年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計への繰入れについて」、議案第 61 号「平成 19 年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計への繰入れについて」、議案第 62 号「平成 19 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計への繰入れについて」及び議案第 63 号「平成 19 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入れについて」の 5 議案につつま

しては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本5案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第17号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、議案第22号から議案第25号、議案第28号、議案第29号、議案第32号、議案第34号、議案第38号、議案第53号及び議案第60号から議案第63号までの15件を一括して採決いたします。本15件に対する委員長報告は原案可決であります。本15件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本15件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第46号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第38、議案第16号から日程第56、議案第59号までの19件を一括して議題といたします。

本 19 件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長 10 番千葉健君。はい、10 番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告いたします。

今定例会、本会議第 3 日に当委員会に審査付託となりました事件につき、去る 3 月 12 日及び 13 日の両日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第 16 号「大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第 18 号「大仙市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第 19 号「大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について」の 3 件につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本 3 件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 20 号「大仙市下水道条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、協和地域の名称の変更について問題はないのか、との質疑があり、当局からは、地域の名称等の変更及び統一を図ったもので問題はない、との答弁がありました。

当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 21 号「大仙市戸別浄化槽の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定」につきましては、本庁で総合支所の事業内容をすべて把握することは大変と思われるが、事業実施にあたっては今後も連絡調整を密にしていきたいと要望がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 33 号「大仙市簡易水道事業の設置に関する条例及び大仙市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、この給水地区に上水道事業の延伸計画はなかったのか、との質疑があり、当局からは、川前簡易水道の水源につき昨年度に揚水試験を実施し十分な水源確保が可能との結果が出たもので、上水道の延伸は計画になかった、と答弁されました。

当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第 39 号「大仙市神岡地域公共下水道事業受益者負担に関する条例の制定

について」につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第42号「財産の処分について」及び議案第48号「市道の路線の認定、廃止及び変更について」の2件につきましては、当局からの説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本2件は同意すべきものと決した次第であります。

次に、議案第49号「大仙市土地開発公社定款の一部変更について」、議案第50号「平成18年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入額の変更について」、議案第51号「平成18年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について」、議案第52号「平成18年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について」、議案第54号「平成19年度大仙市宅地造成事業特別会計への繰入れについて」、議案第55号「平成19年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入れについて」、議案第56号「平成19年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入れについて」、議案第57号「平成19年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入れについて」、議案第58号「平成19年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計への繰入れについて」及び議案第59号「平成19年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて」の10件につきましては、当局からの内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本10件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第16号、議案第18号から議案第21号、議案第33号、議案第39号、議案第49号から議案第52号及び議案第54号から議案第59号までの17件を一括して採決いたします。本17件に対する委員長報告は原案可決であります。本17件は、委員長報告のとおり決することにご異

議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本17件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第42号及び議案第48号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は同意であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本2件は同意することに決しました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第57、議案第64号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

はじめに、総務常任委員長30番藤田君雄君。はい、30番。

○総務常任委員長(藤田君雄君)【登壇】 ご報告を申し上げます。

議案第64号「平成18年度大仙市一般会計補正予算(第6号)」について、当委員会に付託審査となりました所管する歳入・歳出予算につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、普通交付税の最新見込額、借入金の利率軽減等についての質疑がございました。普通交付税の最終決定額は178億7,695万5千円、また、財政融資資金及び簡保資金については5%以上のものについては19年度から借入債の発行により繰上償還を行い、利息の軽減を図るとの当局からの説明がございました。

討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長29番鎌田正君。はい、29番。

○企画産業常任委員長(鎌田正君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第64号「平成18年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきまして、当局からの議案説明に対し、質疑において、企画部では柵の湯の管理費について、特定財源を見込めないため一般財源を振り替えるということなのか、内容的にはどういうことなのか、との質疑に対して、当局より、温泉ポンプ等の故障等もあり、食堂・売店の売り上げについて当初計上した額が見込めない状況で振り替えさせていただいた、との答弁がありました。

また、農山村地域活性化構想策定モデル事業費は合併の分が振り替えできたのか、この事業は時限設定された事業なのか、との質疑に対し、当局より、これは合併に関する補助金を財源として充てるということで財源振り替えをした。18年度に実施されたモデル事業は1つの方策として実施したということなので、ハード事業としては終わった、との答弁がありました。

農林商工部では、商工費のうち商工団体の補助金は、合併がまだなされないということなので減額補正だが、どういうことで合併がなされないのか。また、合併される方向は確認されているのか、との質疑に対し、当局より、現時点では本所の場所をめぐっての1点のみが未解決事項となっているため延びている状況である。基本的には合併は必ず行うという前提で進んでおり、西仙北地域と中仙地域が綱引きをしている状況で、場所の変更も視野に入れ、今年の10月1日頃まで合併できればということをお願いしている、との答弁がありました。

他に、移動通信用鉄塔施設整備費の減額補正について、農業者年金の実態について等の質疑がありましたが、いずれも当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本案は出席委員の一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第64号「平成18年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正内容の説明後、

質疑において、生活保護に関して相談件数に対する申請件数の割合はどれぐらいか、また、現在の市の保護率は秋田県や全国に比較してどのぐらいか、との質問があり、当局からは、2月末現在で生活保護世帯は668世帯、883人となっている。相談件数については、面接件数は135件、そのうち申請した件数は80件で、開始になった件数は55件である。また、却下12件、取り下げ4件となっている。保護率については2月末現在で、大仙市は1000分の9.4で、秋田県平均は1000分の11.0、全国平均は1000分の11.8となっている、との答弁がありました。

そのほか、スポーツ少年団の全国大会・東北大会出場の際の補助の割合についての質問など2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第64号「平成18年度大仙市一般会計補正予算（第6号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの補正予算の説明に対し、大曲地域駅東線の一部用地交渉についての質疑があり、当局からは、相手方の諸条件の提示があるが、成立に向けて鋭意努力を重ねている、と答弁がありました。

当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第64号を原案について採決いたします。本件に対する委員長報告は原

案可決であります。本件は、各委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第58、議案第79号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長30番藤田君雄君。はい、30番。

○総務常任委員長(藤田君雄君)【登壇】 ご報告を申し上げます。

議案第79号「平成18年度大仙市淀川財産区特別会計補正予算(第4号)」につきましては、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第79号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第59、議案第65号から日程第65、議案第78号までの7件を一括して議題といたします。

本7件に関し、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

○教育民生常任委員長(門脇一男君)【登壇】 ご報告いたします。

議案第65号「平成18年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)」

につきましては、当局からの補正内容の説明に対し、18年度の国保事業は2回の補正によって当初予算に比べ7億円近い差が生じているが、これほどの大きな差が出ることを当初予算の段階で見込めなかったものなのか、との質疑があり、当局からは、医療費についてはかなり変動があり、昨年の3月診療分を例にとると、前年度比で1カ月当たり5,000万円ほど増えており、これを年間で計算すると6億円近い変動が生じることになる。今回の退職者医療の増加分については当初見込みより1人当たりの医療費は減額しているが、退職者医療の該当者がかなり増えており、その分医療費が伸びたものである。保険給付費の割合についても、当初75%で見込んでいたが77%近い給付があったため、いわゆる1割負担の人が増えたということで、その分も増えた一因となっている、との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第66号「平成18年度大仙市老人保健特別会計補正予算（第3号）」、議案第68号「平成18年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第4号）」、議案第69号「平成18年度大仙市奨学資金特別会計補正予算（第1号）」、議案第76号「平成18年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）」、議案第77号「平成18年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計補正予算（第3号）」及び議案第78号「平成18年度大仙市老人デイサービス事業特別会計補正予算（第3号）」の6議案につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本6案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第65号、議案第66号、議案第68号、議案第69号及び議案第76号から議案第78号までの7件を一括して採決いたします。本7件に対する委員長報告は原案可決であります。本7件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本7件は原案のとおり可決されました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第66、議案第67号から日程第73、議案第80号の8件を一括して議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長(千葉 健君) 【登壇】 ご報告いたします。

議案第67号「平成18年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、住宅市街地総合整備事業にかかわる建設用地取得の状況についての質疑があり、現在、成立に向けて交渉中であると答弁がありました。

当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第70号「平成18年度大仙市宅地造成事業特別会計補正予算(第4号)」につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、払田地区の土地売払の状況についての質疑があり、18区画中9区画が売却済みと答弁がありました。

当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第71号「平成18年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)」、議案第72号「平成18年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)」、議案第73号「平成18年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)」、議案第74号「平成18年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算(第2号)」、議案第75号「平成18年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」及び議案第80号「平成18年度大仙市上水道事業会計補正予算(第2号)」の6件につきましては、当局からの補正予算の内容説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本6件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第67号、議案第70号から議案第75号及び議案第80号までの8件を一括して採決いたします。本8件に対する委員長報告は原案可決であります。本8件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本8件は原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩いたします。午前11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分 休 憩

.....
午前11時18分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（橋本五郎君） 日程第74、議案第81号を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

はじめに、総務常任委員長30番藤田君雄君。はい。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 ご報告を申し上げます。

議案第81号「平成19年度大仙市一般会計予算」について、当委員会に付託となりました所管する歳入・歳出予算につきましては、当局からの予算の内容説明に対し、地方交付税の今後の見通しについて。また、市債の発行は年度の償還額以内に抑えるべきではないのか。出張所等施設の維持管理費等に大きな経費がかかっているのか、指定管理者制度を取り入れるべきではないかなどの質問がございました。当局から、地方交付税については新型交付税制度は基準財政需要額の10%が人口と土地の利用形態による簡素な算定に変わるものであり、本市では3,300万円の減額となる見込みである。また、地方交付税の国の交付税全体額は年々縮減する見込みであることから、本市にお

いても地方交付税は減少する見込みである。施設管理費等については、今後の存続・廃止について検討していきたい、との答弁がありました。

その他、退職手当債、市の広告収入などについてなど2、3の質問がありました。但し、当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、企画産業常任委員長29番鎌田正君。はい、29番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第81号「平成19年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算について、当局からの議案説明に対し、質疑において、企画部では地域枠予算の使途について、昨年は制約がありすぎたのではないのか。今年使途は昨年と同じなのか、との質疑に対し、当局から、昨年は新たな事業であったため各支所からも使途についてわかりづらいということで、3つのパターンを示して支所と地域協議会が協議して様々な事業をやっている。19年度の方針としては、基本的な考え方は18年度と変わらないが、一定の方針というもので運用をお願いしている。その中で、地域が独自の事業を組みたいと考えている。また、地域協議会に対して年度末に市長が委員との懇談を持つ場を設定し、19年度の執行方針について協議会から説明を受けることとしている。

また、19年度の広報について、地域版を廃止するということが予算的なことで廃止するのか。本庁で1冊となるとかなりのボリュームになるのではないのか、との質疑に対し、当局より、19年度からの広報は24ページもので、その中の2ページを地域版として考えている。月2回の発行であるが、その中に入らない情報については各総合支所の広報担当が印刷して地域に情報を提供することとなる、との答弁がありました。

また、第三セクターの貸付金について、今回の支援事業費とユメリアと四季の湯が貸与してもらっていることとどうリンクさせるのか、との質疑に対し、当局より、基本的には第三セクターの考え方は、入湯税相当額以内ということで19年度から各第三セク

ターに支援していく。第三セクター側としては、その支援額は予算に入るので、これらの経営改善を合わせて独自独歩できる改善計画を立てていただくことになる。ユメリアと四季の湯についても返済を含めての改善案となる、との答弁がありました。さらに委員より、支援額をどういうふうに施設に役立てるかは第三セクターに任せるのか。行政でどう関わっていくのか、との質疑に対し、当局より、個々の経営については時間がかかると思われるが、市としても出資している関係から個々の施設が独立できるまで支援していきたいと思っているし、第三セクターも自助努力が最大と思う。支配人にも考えを明確に持ってもらいたい、との答弁がありました。

その他、DVの実態について、地域医療の検討経費について、集落会館の補助金について、電子計算費について等の質疑がありました。

次に、国体推進事務局では、委員より、46年振りの本県の開催となるが、市民に対してのPRはどのようなことを考えているのか、との質疑に対し、当局より、市民の盛り上げは小中学生が約7,000人いるが、小学生は1人1競技、中学生については2競技を観戦していただきながら、それぞれのチームを応援するようにしたい。一般からも団体を募って応援合戦をしたい。また、ハンドボール会場とすべての野球場において、いものこ汁を振舞う予定である、との答弁がありました。委員より、せっかくの機会なので、スポーツ振興につながるようにしていただきたい、との意見がありました。他に、運営費補助金について、炬火リレーについての質疑がありました。

次に、農林商工部では、企業誘致振興対策費の旧仙北町の工業団地の償還金2,535万9千円について今までの経緯についてお知らせ願いたい、との質疑があり、当局より、ここの団地は平成12年2月から5月にかけて取得した。仙北工業団地について約2億308万円で取得している。その後、仙北地区工業団地の売払いがあり、平成12年7月まで約9,100万円で売払い契約を結んでいる。売却した金額の9,100万円は繰上償還しないで一般財源として平成12年度に使われた。また、大和田工業団地はタニタがあった場所で手狭なため、町が1億7,000万円で買い受けた。この2つの買い入れの償還が発生して、これが2,535万9千円となっている、との答弁がありました。

企業誘致振興対策費の予算総額は約2,900万円ですけれども、償還金を除くと約400万円ぐらいであるが、償還金は企業誘致対策費に該当するのか、との質疑に対し、当局より、この土地は普通財産には変わりはないけれども工業団地という目的がはっきり

りしているので7款でも差し支えないということであるが、企業誘致振興対策費と工業団地取得造成償還費の2つを6月補正で予算を増額しながら組み替えたい、との答弁がありました。

また、メインロードについて、後世に残すことを検討すると言っていたが現在はどうか、との質疑があり、当局より、市の財政事情から新しい建物は困難なことから大盛館の空きスペースを利用せざるを得ないが、今後の検討会に諮りたい。坑道内の映像面とジオラマの移転は予算化して大盛館に設置した段階で再整理していく、との答弁がありました。

次に、産地づくり推進事業については、18年度で一区切りついて19年度から新たにスタートするわけだが、19年度は9億円ぐらいの交付金が交付されるということだけれども18年度と同額なのか、との質疑に対し、当局より、全体的に交付金が下がったが、対策に加入しなかった農家の下落補正分と担い手に対する補正分が別立てでくるため18年度と同額程度になる、との答弁がありました。

また、蓄養管理費について、蓄養施設では現在は稚魚を購入して養殖しているが相当な費用がかかると思う。研究して孵化できるようにされないものか、との質疑に対し、当局より、大曲の玉川で孵化場があるが、19年度は孵化場の規模拡大ということで鮭プラス桜鱒が4月から本格稼働する。合併を契機に大曲を本所、協和を支所という形で、大曲では鮭と桜鱒を主流に行い、協和の方には孵化技術を含めて一体的に運営していきたい、との答弁がありました。

その他、集落営農について、農業後継者の貸付金について、無農薬米の販売拡大について等の質問がありましたが、いずれも当局説明を了とし、討論はなく、採決の結果、本案は出席委員の一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、教育民生常任委員長21番門脇一男君。はい、21番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君） 【登壇】 ご報告いたします。

議案第81号「平成19年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に審査付託とな

りました所管する予算につきましては、当局からの内容の説明後、質疑において、家庭系ごみ収集を有料化する話があるが、実際にどの程度検討されているのか、との質問があり、当局からは、これまで美郷町との間で3回の事務担当者会議を開いている。近隣の市も既に実施しており、ごみの量も多くなってきている観点から、燃えるごみについて有料化を検討している。まだはっきりとは決まっていないが、目処としては中仙地域のごみをクリーンセンターで取り扱うこととなる平成20年4月の実施に向けて現在調整中である、との答弁がありました。

また、障害者自立支援法によって小規模作業所の運営が大変厳しいと聞いているが、市として運営に対する補助等をどのように位置づけているか、との質問に対しては、市内のNPO法人により設置運営されている小規模作業所は、19年4月から地域活動支援センターに移行することとなっている。この地域活動支援センターは市が実施主体となるものであるため、当然市としては予算措置が必要なものである。なお、事業費の負担割合は、国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつとなっている。また、自己負担については、運営が軌道に乗るまで当面の間、取らない方向で検討している、との答弁がありました。

また、学習定着度調査事業費に関連して全国学力テストについて、今回の実施によって学校のレベルや学習状況などが公表されることにより過度の学校間競争が起こる危険性があるが、どのように考えているか、との質問があり、当局からは、調査結果の公表によって学校選択の問題が生じる危険性は認識している。学力やスポーツなど様々な特色ある学校活動等を公表することについては問題ないと考えているが、一面だけをとってそれが学校のすべての姿であるように捉えられるとすれば問題である。急いで公表する必要はないと考えているが、公表しなければならない場合は学校の規模に応じていろいろな工夫をしてみたいと考えている、との答弁がありました。

その他、幼保一体施設建設にあたっての職員の処遇の問題、学校給食でのアレルギー対策について、消防団への入団促進活動についてなどの質疑のほか2、3の質疑等の後、討論において、市は市民の健康と福祉を守る立場にありながら、財政がいかに厳しいからといっても健康を守るための費用の自己負担分の引き上げを行うことは問題である。また、長寿祝い金の削減や敬老式対象年齢の引き上げなど、高齢者からささやかな喜びを奪うようなやり方は認められない。このような問題のある予算が盛り込まれた本会計には賛成できない、との反対討論がありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

- 議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

次に、建設水道常任委員長 10 番千葉健君。はい、10 番。

- 建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 報告いたします。

議案第 81 号「平成 19 年度大仙市一般会計予算」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、当局からの予算の説明に対し、浄化槽設置整備事業費補助金の減額内容と、その周知方法についての質疑があり、当局からは、財政事情が厳しく他市の状況等を参考に判断した。周知方法については議決後に周知していく、と答弁されました。

また、合併前から継続事業として引き継がれた事業は優先して事業を実施できないか、との質疑があり、厳しい財政状況のもとであること、また、事業も増えてしまったので 1 ないし 2 年先送りになることをご理解をいただきたい、と答弁がありました。

その他 2、3 の質疑もありましたが、当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

- 議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。2 番佐藤文子君。

- 2 番（佐藤文子君）【登壇】 私は、議案第 81 号、平成 19 年度大仙市一般会計予算に反対討論を行います。

まず第 1 に、平成 19 年度は国の三位一体改革による税源移譲と定率減税の廃止が行われ住民税の大幅増税となり、自治体の独自の福祉施策からの排除や国保税、介護保険

料の負担増などに連動し、さらなる市民の負担増が押し寄せます。こうしたときに自治体は住民の暮らしと福祉を守るという本来の役割を發揮していただきたいと思っております。その点で、本市19年度予算のうち衛生費保健事業において各種検診料の自己負担の引き上げは問題です。委員会審査で明らかになりましたが、検診の受診率の漸減傾向にあること、がんの要精検率が高くなっていることなどを踏まえますと、受診率向上と要精検者のフォローアップを強化するためには、むしろ自己負担を低くし、保険証を増やすべきだというふうに考えます。

また、敬老の日の事業費が大幅に削られました。長寿祝い金対象の縮減と敬老式対象年齢の引き上げなどによる経費節減が要因ですが、とりわけ税制及び医療、年金制度改悪による高齢者への影響の大きさを考えますと、祝い金や敬老会などささやかな喜び、楽しみを奪うようなことはすべきではありません。

第2に、国の19年度地方財政計画では歳出規模を厳しく抑制するとして地方に対し、給与関係費と地方単独事業の抑制を強調しております。給与関係費では定員の削減と給与構造改革などにより、給与引き下げなどにより給与引き下げの抑制を求め、骨太方針で地方公務員削減計画5年間で5.7%純減なるものを示しているわけですが、大仙市19年度の職員定数は18年度より34人減と国の計画を大幅に上回っており、これに伴う給与削減は一層上回って進んでおります。これになお賃金カットの予算が含まれているわけですので、到底納得できるものではありません。

中には障害者福祉サービス利用者支援事業の新たな実施や介護サービス事業の充実など、また乳幼児医療費助成の継続などで評価できる点がありますけれども、全体として国の地方財政計画に沿った予算編成になっている点から、本予算には賛成することはできないのであります。

以上です。

○議長（橋本五郎君） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号を原案について採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第75、議案第84号から日程第82、議案第104号までの8件を一括して議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長30番藤田君雄君。はい、30番。

○総務常任委員長（藤田君雄君）【登壇】 ご報告を申し上げます。

議案第84号「平成19年度大仙市土地取得特別会計予算」につきましては、償還金の内容等について質問があり、当局より、大仙市大曲総合公園整備事業費の償還金であり、公共用地先行取得債の償還には特別会計を設ける必要があること。また、当初計画にあった陸上競技場については、現在、野球場の駐車場としていること。陸上競技場としては場所的に無理があるから、同公園整備事業は平成19年度をもって終了する、との説明がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第98号「平成19年度大仙市内小友財産区特別会計予算」、議案第99号「平成19年度大仙市大川西根財産区特別会計予算」、議案第100号「平成19年度大仙市大沢郷財産区特別会計予算」、議案第101号「平成19年度大仙市荒川財産区特別会計予算」、議案第102号「平成19年度大仙市峰吉川財産区特別会計予算」、議案第103号「平成19年度大仙市船岡財産区特別会計予算」及び議案第104号「平成19年度大仙市淀川財産区特別会計予算」までの7件につきましては、格別なる質疑等もなく、当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本7件は原案のとおり可決すべきものと決した次第でございます。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第84号から議案第104号までの8件を一括して採決いたします。本8件に対する委員長報告は原案可決であります。本8件は、委員長報告のとおり決する

ことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本8件は原案のとおり可決されました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第83、議案第82号から日程第91、議案第105号までの9件を一括して議題といたします。

本9件に関して、委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長21番門脇一男君。
はい、21番。

○教育民生常任委員長（門脇一男君）【登壇】 ご報告いたします。

議案第82号「平成19年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算」につきましては、当局からの内容説明に対し、6月定例会に国保税の引き上げが検討されているか、との質問があり、現在はまだ所得が定まっておらず、どれくらいの税収になるか不透明である。医療費の動向についてもまだ変動があり、つかみきれていない状況である、との答弁がありました。

また、短期証明書や資格証明書の発行件数についての質問には、短期証明書は972世帯、資格証明書は44世帯に交付している。資格証明書の発行にあたっての検討会も開かれており、税務課職員が何回も訪問して状況把握をした上で発行しているが、本当に苦しい世帯には分納などのお願いをして短期証明書を出すようにしている。44世帯は払える能力があるのに払わない、悪質な世帯に対しての発行である、との答弁がありました。

その他2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第83号「平成19年度大仙市老人保健特別会計予算」につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第86号「平成19年度大仙市学校給食事業特別会計予算」につきましては、当局からの内容説明に対し、質疑において、臨時調理員を給食協会の正職員として採用するという方針のようだが、職員の処遇は高まるのか、との質問に対し、臨時調理員を給食協会の正職員として雇用することにより処遇面では若干の改善はみられると思

うが、各センター間でかなりの格差があるので、年数をかけて改善していく課題であろうと考えている。市の財政事情を考えると、すぐに改善に至らないのが現状である、との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第87号「平成19年度大仙市奨学資金特別会計予算」につきましては、当局からの内容説明に対し、他の奨学金制度の貸付金額と大仙市の貸付金額ではどの程度の違いがあるか、との質問に対し、当局からは、秋田県育英会を例にとると、国公立大学については月額4万3千円、大仙市は国公立・私立を問わず月額4万円である。また、高校については、育英会の場合、国公立の自宅通学については月額1万8千円、大仙市は月額2万円となっている、との答弁がありました。

また、返済を免除する制度は設けられないか、との質問には、現在、免除の対応をしているのは死亡した場合に限られている。なお、病気等で長期療養を要した場合の返済猶予や災害等によって被害等を受けた場合の軽減措置なども講じられている、との答弁がありました。

その他2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第94号「平成19年度大仙市介護老人福祉施設介護サービス事業特別会計予算」、議案第95号「平成19年度大仙市介護老人保健施設介護サービス事業特別会計予算」及び議案第96号「平成19年度大仙市老人デイサービス事業特別会計予算」の3議案につきましては、それぞれ関連があるため一括審査いたしました。当局からの内容説明に対し、質疑において、退職職員の補充及び各施設の臨時職員の法人化に向けての処遇についての質問があり、当局からは、平成20年度から法人化が始まるが、それまでの退職補充については臨時職員で対応していく方向で考えている。また、法人委譲にあたって臨時職員については法人職員として採用していただくことを働きかけるという方向で考えている、との答弁がありました。

その他2、3の質疑等がありましたが、いずれも当局の説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本3案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第97号「平成19年度大仙市スキー場事業特別会計予算」及び議案第

105号「平成19年度市立大曲病院事業会計予算」の2議案につきましては、当局からの内容説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本2案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより議案第82号、議案第83号、議案第86号、議案第87号、議案第94号から議案第97号及び議案第105号までの9件を一括して採決いたします。本9件に対する委員長報告は原案可決であります。本9件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本9件は原案のとおり可決されました。

この際、昼食のため暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時55分 休 憩

午後 1時05分 再 開

○議長（橋本五郎君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

○議長（橋本五郎君） 日程第92、議案第85号から日程第99、議案第106号までの8件を一括して議題といたします。

本8件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君） 【登壇】 ご報告申し上げます。

議案第85号「平成19年度大仙市土地区画整理事業特別会計予算」につきましては、当局からの予算の説明に対し、全体事業費からみた進捗率についての質疑があり、当局からは、18年度末の累計で81.12%である、との答弁がありました。

当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第88号「平成19年度大仙市宅地造成事業特別会計予算」につきましては、当局からの予算の説明に対し、分譲地の単価の見直しと周知方法についての質疑があり、当局からは、単価の見直しは先に購入した方との整合性からも慎重に検討し、引き続きPR活動を続けていきたい、と答弁がありました。

当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第89号「平成19年度大仙市簡易水道事業特別会計予算」につきましては、当局からの予算の説明に対し、大沢郷地区簡易水道事業の予算計上時期と消火栓の設置についての質疑があり、当局からは、全体事業費が5月に確定する予定となっており、6月定例会に上程したいと考えておる。消火栓の設置は、住宅密集地については設置する計画であるが、末端については配水管の口径が75ミリないし100ミリが必要となり、工事費が多額になるので計画していない。消火栓の予算は一般会計、消防費であり、予算担当課・総合支所と連絡を密にし、消火栓の設置箇所を決定したい、と答弁されました。

当局説明を了とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第90号「平成19年度大仙市公共下水道事業特別会計予算」、議案第91号「平成19年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算」、議案第92号「平成19年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計予算」、議案第93号「平成19年度大仙市農業集落排水事業特別会計予算」、議案第106号「平成19年度大仙市上水道事業会計予算」の5件につきましては、当局からの予算説明に対し、格別なる質疑・討論もなく、採決の結果、出席委員の一致をもって、本5件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。2番佐藤文子君。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 私は、議案第89号、大仙市簡易水道事業特別会計予算に反対討論をいたします。

反対の理由は、歳入使用料において、南外地域の水道の未使用者からも毎月基本料金を徴収し、これを計上しておりますが、これは法令及び条例に反するものであるという立場からであります。

使用料というのは、地方自治法225条において行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができることとされており、水道料金もこれを適用させ、使用につき、つまり使用した場合に徴収されるものであります。したがって、家庭内の給水設備工事が行われなために一滴たりとも使用することのできない状態にある未使用者から基本料金を徴収することはできないのであり、その点で法令に反していると私は考えます。また、百歩譲って毎月の検針業務のための水道メーターを取り付けさえすれば使用しているとみなし、料金徴収が発生するものとした場合であっても、現状使える状態にないものには直ちに水道の使用中止届けの手続きをすることによって料金徴収はできなくなるわけであり、こうした手続きのあることを知らせ、手続きをとることをしてきたのであれば、未使用者が延々と料金徴収をされずに済んだはずであり、その点で条例に基づく正しい事務処理が行われてきたのかという点で疑問を感じるものであります。

未使用者からの水道料金を直ちにやめること、また、これまでの徴収分は返還すること、それだけ重大な問題を含んでいるというふうな点で、これらについて簡易水道事業主である栗林市長の英断を求めて反対討論といたします。

○議長（橋本五郎君） ほかに討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第89号を採決いたします。この採決は起立をもって行います。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号、議案第88号、議案第89号、議案第90号から議案第93号及び議案第106号までの7件を一括して採決いたします。本7件に対する委員長報告は原案可決であります。本7件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本7件は原案のとおり可決されました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第100、請願第9号から日程第102、請願第11号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長29番鎌田正君。はい、29番。

○企画産業常任委員長(鎌田 正君) 【登壇】 ご報告いたします。

請願第9号「日本農業に甚大な打撃を与える日豪FTA交渉の中止とFTA、EPA促進路線の転換を求めることについて」は、当局から参考意見を求め、慎重審査した結果、調査検討を要するため、出席委員の一致をもって継続審査すべきものと決しました。

次に、請願第10号「日豪EPA交渉に関することについて」及び請願第11号「携帯電話等サービスエリア外地域解消に関することについて」の2件については、当局から参考意見を求め、慎重審査の結果、請願者の願意を妥当と認め、出席委員の一致をもって採択すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、請願第9号についてをお諮りいたします。本件については、ただいまの委員長報告のとおり、閉会中の継続審査とするこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、請願第10号及び請願第11号の2件を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本2件は採択することに決しました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第103、陳情第43号及び日程第104、陳情第44号の2件を一括して議題といたします。

本2件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長30番藤田君雄君。はい、30番。

○総務常任委員長(藤田君雄君) 【登壇】 ご報告を申し上げます。

本会議第3日目に当委員会に付託されました陳情2件について審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告を申し上げます。

はじめに、陳情第43号「安心・安全な公務・公共サービス拡充を求めることについて」は、陳情内容がよくわからなく地方議会にはなじまないもので採択には反対との意見があり、採決の結果、本件を採択することに賛成者はなく、本件は不採択とするものと決した次第であります。

次に、陳情第44号「公共サービスの安易な民間開放に反対し、国民生活の「安心・安全」の確立を求めることについて」、審査において、民間の活用は必要なことであり、陳情内容が地方議会にはなじまないもので採択には反対との意見があり、採決の結果、本件を採択することに賛成者はなく、本件は不採択とすべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本五郎君) ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第43号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立少数であります。よって、本件は不採択とすることに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第44号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立少数であります。よって、不採択とすることに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第105、陳情第40号から日程第107、陳情第46号までの3件を一括して議題といたします。

本3件に関し、委員長の報告を求めます。企画産業常任委員長29番鎌田正君。はい、29番。

○企画産業常任委員長（鎌田 正君） 【登壇】 報告いたします。

継続審査となっております陳情第40号「米価下落に影響を及ぼす低品位米と政府備蓄米の流通見直しを求めることについて」は、当局から参考意見を求め、慎重審査した結果、陳情者の願意に沿いかねるとし、出席委員の一致をもって不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第45号「地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求めることについて」及び陳情第46号「労働法制の改善を求めることについて」は、当局より参考意見を求め、慎重審査の結果、本2件は陳情者の願意を妥当と認め、出席委員の一致をもって採択すべきものと決しました。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第40号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（橋本五郎君） 起立少数でございます。不採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第45号及び陳情第46号を一括して採決いたします。本2件に対する委員長報告は採択であります。本2件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本2件は採択とすることに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第108、陳情第29号から日程第111、陳情第47号までの4件を一括して議題といたします。

本4件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君） 【登壇】 ご報告申し上げます。

継続審査となっております陳情2件及び本会議第3日目に当委員会に付託されました陳情2件について、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、継続審査となっております陳情第29号「戸地谷南部地区の都市計画の策定と緑地帯造成について」につきましては、当局から参考意見を求め、慎重に審査した結果、当地域である工業団地は秋田県の農村地域工業等導入地区となっており、工業団地用地取得を目的に借入れし、償還期間は平成15年から平成30年となっております。

当地域を住宅用地に転用することは用地取得の目的外の借入れとなることから、採択には反対の意見がありました。

採決の結果、出席委員の賛成少数をもって、本件は不採択とすべきものと決した次第であります。

次に、陳情第37号「大沢郷地区簡易水道施設整備事業の分離・分割・地元発注のお願いについて」につきましては、当局からの参考意見を求め、慎重に審査した結果、事業費の縮減と地域住民への早期給水を図るために一括発注すべきとのことから、採択には反対の意見もありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本件は採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第42号「本堂城回集落内幹線道路拡幅について」につきましては、当局からの参考意見を求め、慎重に審査した結果、陳情者の願意を妥当と認め、全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

次に、陳情第47号「大沢郷地区簡易水道施設整備事業の地元業者への発注について」につきましては、当局からの参考意見を求め、慎重に審査した結果、事業費の縮減と地域住民への早期給水を図るために一括発注すべきとのことから、採択には反対の意見もありました。

採決の結果、出席委員の賛成多数をもって、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、陳情第29号を採決いたします。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長報告は不採択であります。本件を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(橋本五郎君) 起立少数であります。よって、不採択することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、陳情第37号、陳情第42号及び陳情第47号の3件を一括して採決いたします。本3件に対する委員長報告は採択であります。本3件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本3件は採択とすることに決しました。

○議長(橋本五郎君) 次に、日程第112、意見書案第29号から日程第114、意見書案第31号までの3件を一括して議題といたします。

意見書案第29号から意見書案第31号までの3件は、29番鎌田正君ほか6名からそれぞれ提出されております。よって、本3件は会議規則第14条に規定する要件を満たしております。

お諮りいたします。本3件については、会議規則第37条第2項の規定により、提案理由の説明及び委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本3件については提案理由の説明及び委員会の付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより意見書案第29号から意見書案第31号までの3件を一括して採決いたします。本3件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本3件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただいま意見書案第29号から意見書案第31号までの3件を議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。再開時間は追って連絡をいたします。

午後 1時31分 休 憩

.....
午後 2時02分 再 開

○議長(橋本五郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(橋本五郎君) 日程第115、議案第107号から日程第120、議案第112号までの6件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長(老松博行君) 【登壇】 それでは、ご説明申し上げます。

はじめに、追加議案書の1ページと2ページをご覧いただきたいと思います。

議案第107号、大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市の財政状況を勘案し、平成18年度に市議会議長・副議長及び議員の報酬月額をそれぞれ5%減額させていただいておりますが、平成19年度も5%減額させていただくものであります。

なお、この件に関しましては、平成19年3月5日に開催した大仙市特別職報酬等審議会に諮問し、妥当との答申を得ておりますが、さらに2%程度の減額を望むとの附帯意見があったものであります。

次に、3ページと4ページになります。

議案第108号、大仙市長及び助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市の財政状況を勘案し、平成18年度に市長及び助役の給料月額について、市長は10%、助役は8%を減額しておりますが、平成19年度は市長が13%にあた

る12万7千円、4月から副市長となる助役は11%にあたる8万5千円を減額するものであります。

なお、この件に関しましても、平成19年3月5日に開催した大仙市特別職報酬等審議会に諮問し、妥当との答申を得ております。

次に、5ページと6ページになります。

議案第109号、大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市の財政状況を勘案し、平成18年度に教育長の給料月額を6%減額しておりますが、平成19年度は8%にあたる5万6千円を減額するものであります。

次に、7ページと8ページになります。

議案第110号、大仙市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市の財政状況を勘案し、平成18年度に常勤監査委員の給料月額を5%減額しておりますが、平成19年度は7%にあたる4万4千円を減額するものであります。

次に、9ページから12ページまでとなります。

議案第111号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、市の財政状況を勘案し、平成19年度の一般職の職員の給料を減額するものであります。ただし、手当の額等には影響させないこととしているほか、単労職についても規則において同様に減額することとしております。

また、地域手当を創設するほか、人事院勧告に基づき管理職手当を定額化するとともに、扶養手当の額を引き上げるものであります。

具体的な改正内容についてであります。まず、一般職の職員の給料減額につきましては、行政職給料表及び医師を除く医療職給料表の適用を受ける職員について、それぞれの職務の級に応じて、給料の月額から100分の3.5、100分の2.5、100分の1.5に相当する額を減額するものであります。

地域手当につきましては、東京都特別区など民間の賃金水準や物価等の高い地域において勤務する職員に対して、それぞれの地域に応じて100分の1.8から100分の3の率により地域手当を支給するもので、合わせて地域手当を手当等の各種算定基礎に加えるものであります。

管理職手当につきましては、現在、管理職の職員それぞれの給料月額の内 100分の25以内で定率支給しておりますが、職務の級ごとに最高号給の給料月額の内 100分の25以内の定額とし、同じ級に在職する者であれば号給に関係なく同額とするものであります。

扶養手当につきましては、配偶者以外の3人目以降の扶養親族に関わる支給額を1千円引き上げ6千円とするものであります。

また、経過措置として、地域手当の支給割合については2年間、規則で定める額とし、管理職手当について最高号給を超える行政職及び医師以外の医療職は4年間、当該給料月額を手当算定の基礎額とし、最高号給を超える医師については、当分の間、現行どおりの額とするほか、関係する3条例に地域手当の文言を追加し、平成19年4月1日から施行するものであります。

次に、13ページをご覧いただきたいと思っております。

議案第112号、財産の処分について、ご説明申し上げます。

本案は、神岡地域のまちづくり交付金事業で平成16年度から実施しておりました下川原地区の宅地造成が完了し、平成19年度から分譲するために土地を処分したいことから、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

面積は1万2,326.58平方メートル、処分価格は1億7,718万1,671円となっております。

なお、分譲区画は41区画であります。区画場所などの条件により分譲単価が4種類となっております。

以上、各条例案、単行案についてご説明申し上げましたが、よろしく審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

議案第107号から議案第111号までの5件は総務常任委員会に、議案第112号は建設水道常任委員会にそれぞれ付託いたします。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第121、閉会中の各委員会の継続審査及び所管事務

調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元に配付のとおり、会議規則第97条第1項及び第103条の規定により、継続審査及び所管事務調査について、審査及び調査が終了するまで継続して審査及び調査いたしたいという申し出があります。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、各委員会の継続審査及び所管事務調査は、閉会中の継続審査及び所管事務調査とすることに決しました。

○議長(橋本五郎君) この際、委員会審査のため、暫時休憩いたします。

午後 2時11分 休 憩

.....

午後 3時31分 再 開

○議長(橋本五郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長(橋本五郎君) 日程第115、議案第107号から日程第119、議案第111号までの5件を一括して再び議題といたします。

本5件に関し、委員長の報告を求めます。総務常任委員長30番藤田君雄君。はい、30番。

○総務常任委員長(藤田君雄君) 【登壇】 休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件について、本会議休憩中に審査いたしましたので、その経過及び結果について順次ご報告を申し上げます。

はじめに、議案第107号「大仙市議会の議員の報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、当市の財政状況を勘案して特別職報酬等審議会に諮られたものであります。審査において、審議会の委員構成や諮問内容等についての質疑があり、委員の構成は10人で8団人からの委員であり、昨年と同じ方は1人である。諮問内容は、減額する額、実施期日、との答弁がありました。これに対して、審議会のメンバーが大きく代わるのはどうか。審議会委員の任期についても2年、あるいは3年とすべきではないか、との意見がありました。当局から、前回の審議会内容等を提示している、との答弁があり、採決の結果、審議会の妥当とした答申を尊重すべきとし

て、また、附帯意見については今後議会としても検討することとし、出席委員の一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第108号「大仙市長及び助役の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましても、当局からの議案内容説明に対し、当市の財政状況を勘案して特別職報酬等審議会に諮られたものでありますが、審査において、審議会での答申は重いものであるので諮問内容について十分説明するように、委員の選任についても最大限留意してもらいたとの要望、また、市長に関連して副市長や教育長や代表監査委員の給与の削減は好ましくない、との意見もありました。

採決の結果、審議会の妥当とした答申を尊重すべきとし、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第109号「大仙市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」及び議案第110号「大仙市監査委員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の2件についても、市の財政状況を勘案すると妥当とし、採決の結果、出席委員の一致をもって、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、市の財政状況の厳しさからやむを得ないが、今年の単年度で終わってもらいたい。事務事業の見直し等で歳出の削減に努めるべきではないか。職員の基本給の削減は年金にも影響するので、手当で、また、旧市町村のラスパイレス指数の違いも早期に是正すべき、との意見がありました。当局からは、財政状況はすぐには好転しないが、来年度以降も給与を削減しないように経費節減に努める。ラスパイレス指数の違いについても定期人事異動などで調整を図る。また、職員の士気減少にならないように努めたい、との答弁がありました。

採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第107号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第108号を採決いたします。本件に関する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第109号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第110号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本五郎君) ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第111号を採決いたします。本件は起立により採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（橋本五郎君） 起立多数であります。よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第120、議案第112号を再び議題といたします。
本件に関し、委員長の報告を求めます。建設水道常任委員長10番千葉健君。はい、10番。

○建設水道常任委員長（千葉 健君）【登壇】 ご報告いたします。

休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件につき、委員会を開催しましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

議案第112号「財産の処分について」につきましては、当局からの議案内容の説明後、質疑において、地域性に合った単価の設定であるのか、との質疑があり、当局からは、価格の設定については工事価格、近隣の民間で分譲している単価を目安に設定し、土地条件により段階的に単価を設定した、と答弁がありました。また、売り出し時期とその見通しについての質疑に対しては、5月中旬頃には売り出したいと考えている。大仙市内及び市外からの問い合わせと、建築業や不動産業者からも問い合わせが来ている、との答弁がありました。

その他2、3の質疑がありましたが、いずれも当局説明を了として、採決の結果、出席委員の一致をもって、本案は同意すべきものと決した次第であります。

報告を終わります。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより議案第112号を採決いたします。本件に対する委員長報告は同意であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第122、議案第113号及び日程第123、議案第114号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 議案第113号及び議案第114号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本2件につきましては、当市人権擁護委員26名のうち、高橋昭彦氏及び石河邦子氏の任期が来る平成19年6月30日をもって満了いたしますが、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、高橋氏については再推薦するため、退任の意向のあった石河氏については、その後任として小林和子氏を新たに推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本五郎君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。議案第113号及び議案第114号の2件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本2件については委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 討論なしと認めます。

これより、ただいま議題となっております案件中、議案第113号を採決いたします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

次に、ただいま議題となっております案件中、議案第114号を採決いたします。本件は、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） ご異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決しました。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第124、大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会の調査報告についてを議題といたします。

本件は、会議規則第45条第2項の規定により同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありますので、この際これを許します。大仙市出資法人等経営改革調査特別委員長28番北村稔君。

○大仙市出資法人等経営改革調査特別委員長（北村 稔君）【登壇】 ご報告いたします。

今般の報告は、市から示された「民間主導型の経営の確立と独立採算性による安定経営」、「経営維持のための経営改善計画の策定と実施」など第三セクター等の経営改革のための方針について、特別委員会として協議を行ってきた結果について報告するものであります。

市では、温泉施設等を運営する第三セクターに対する支援策を含め、一定の方向を示しました。これに対して、特別委員会としての意見を市当局に述べながら方向づけを行ったものであります。

当委員会としての意見は、別紙調査報告書に記載のとおり6項目となっておりますが、いろいろな議論の中で、特にこの6項目には相当の時間を費やしたものであり、執行部におかれましては特別委員会の意を十分くみ取りいただき、今後の第三セクターの経営改善の取り組みに当該意見が反映されることを切に望むものであります。

なお、今般は基本的な支援策を含む経営改革のための方針であり、「個別の不採算部門の見直しと改善」、「第三セクターの統合」等については、平成19年度以降の課題とされており、当特別委員会としても当分の間、今後、市からの提案を受けながら第三セクターの経営改善について協議を重ねてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、大仙市出資法人等経営改革調査特別委員会の調査報告といたしま

す。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第125、大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会の調査報告についてを議題といたします。

本件は、同委員会より調査が終了したことから、会議規則第102条の規定によりお手元に配付のとおり調査報告書が提出されました。委員長の調査報告を求めます。大仙市福祉施設等法人化調査特別委員長26番大野忠夫君。はい、26番。

○大仙市福祉施設等法人化調査特別委員長（大野忠夫君）【登壇】 ご苦労様であります。福祉施設等法人化調査特別委員会調査報告書に基づき報告いたします。

福祉施設等法人化調査特別委員会の調査結果について、ご報告申し上げます。

私ども特別委員会では、これまで15回にわたり、大仙市立の介護保険施設、保育所並びに幼稚園の法人化について調査検討をまいりました。

ご案内のとおり、福祉施設及び幼稚園の法人化は行政改革の最重要課題であり、その方向性をしっかりと見定めることと、かつ市民の皆様や関係者の皆様に受け入れられるような法人化を模索し、検討しながら、執行部との議論を展開してまいりました。

また、委員会として独自に法人化の対象とされる各施設職員の意見を聞いたり、先進地事例の調査を行うなど法人化の課題の把握をし、スムーズな法人化移行への糸口を見出そうと努力してきたところであります。

結果、最終的に執行部から介護保険施設、保育所並びに幼稚園それぞれの法人化実施計画案が示されましたが、お手元配付の報告書に記載のとおり、当委員会としては法人化の実施にあたっては7つの項目について特に配慮すべき事項として提出させていただきました。

この後、議長を通して執行部へ調査報告書の送付がなされるものと思われませんが、執行部におかれましては、これまでの論議を重要視され、市民並びに関係者が納得する形の法人化に向け一層の努力をお願いしたいと思います。

終わりに、これまで当委員会の運営に真摯に対応、また、ご協力をいただきました法

人化推進チームの職員を初めとする執行部にお礼を申し上げ、大仙市福祉施設等法人化調査特別委員会の最終報告といたします。

ありがとうございました。

○議長（橋本五郎君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 質疑なしと認めます。

○議長（橋本五郎君） 次に、日程第126、これより平成19年2月5日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙の大仙市議会投・開票を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（橋本五郎君） 在籍議員の数を確認いたします。

在籍議員の数は27名であります。

これより選挙を行うのは、広域連合議会議員の市議会議員区分であります。

投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（橋本五郎君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 配付漏れはないものと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（橋本五郎君） 投票箱は異常ないものと認めます。

それでは、投票を開始いたします。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に候補者の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

点呼を行います。

（事務局点呼・投票）

○議長（橋本五郎君） 投票漏れはありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本五郎君） 投票漏れがないものと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（橋本五郎君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番佐藤文子君、3番小山誠治君、4番佐藤隆盛君を指名いたします。

したがって、3君に立ち会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（橋本五郎君） 開票が終了いたしました。

投・開票の結果を報告いたします。

投票総数27、これは先程の出席議員に符号いたします。そのうち有効投票27、無効投票ゼロ。有効投票中、加賀谷千鶴子1票、橋本五郎26票。

以上のおりであります。

広域連合議会議員選挙につきましては、投・開票結果の報告までとなります。

なお、当選人は、選挙を管理する広域連合事務局で全市町村議会の選挙における得票数を集計し決定となります。

これをもちまして、平成19年2月5日告示、秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員の一般選挙の大仙市議会投・開票を終了いたします。

○議長（橋本五郎君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成19年第1回大仙市議会定例会を閉会いたします。

本当に長時間ありがとうございました。

午後 4時06分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大仙市議会議長

橋 本 五 郎

議 員

杉 沢 千恵子

議 員

佐 藤 孝 次

議 員

金 谷 道 男